

F. ピュイツソンにおけるライックな道德教育論の諸問題：「ライック信仰」を説くプロテスタントの信仰・理性・自由

著者	太田 健児
雑誌名	尚絅学院大学紀要
号	77
ページ	49-58
発行年	2019-07-19
URL	http://doi.org/10.24511/00000417

F. ビュイッソンにおけるライックな道徳教育論の諸問題 －「ライック信仰」を説くプロテスタンティストの信仰・理性・自由－

太 田 健 児*

Issues Surrounding Ferdinand Buisson's Secular Moral Education:
The Faith, Reason, and Freedom behind the Protestant Belief in Secularization

Kenji Ota

Ferdinand Buisson was a French Protestant and a leading representative of and advocate for Secularism in the French Third Republic. Until now, there has been a tendency to explain his system of thought based only upon his biographical background. It is important, however, first to analyze his literary works from the context of the Third Republic in France, and then, from that point, to reconstruct his theoretical system.

This paper places a priority on carefully reexamining the historical context of the Third Republic in France, an examination which serves consequently as the necessary premise for properly understanding the texts of French Secularism.

Key words : F. Buisson Secular moral education Liberal Protestant

1. 課題設定

フランス第三共和制期（1870-1940）のライシテ（laïcité）所謂政教分離は、「教育のライシテ」から着手され（1881年）、その後「国家のライシテ」が成就する（1905年）という独自の歴史をもつ。その中でF. ビュイッソン（Ferdinand Buisson, 1841-1932）はプロテスタントでありながら、E. デュルケーム（Émile Durkheim, 1858-1917）らと並びライシテを推進した最も代表的な人物の一人である。教育史研究においては、「教育のライシテ」へのアクセスの出発点として、文教政策自体（ハード面）の研究を始発とするか、ライックな（laïque, ライシテの形容詞）教育理論自体（ソフト面）の研究を始発とするかの違いがある。いずれ終着点は同じになるのだが、これまでは前者の研究が主流だったといえるであろう。J. フェリー（Jules Ferry, 1832-1893）、P. ベール（Paul Bert, 1833-1886）、F. ペコ（Félix Pécaut, 1828-1898）、J. ステীগ（Jules Steeg, 1836-1898）そして本稿が扱うF. ビュイッソンらの文教政策自体の研究は散見される。しかし、後者の立場の研究は、目ぼしいものとしては、E. デュルケームの

2019年3月20日受理

*尚綱学院大学 人間心理学科 教授

ライッな道德教育理論の研究が挙げられるが、F. ビュイツソンをはじめとする上記の文官、政治家、学者たち自身の思想そのものの研究はきわめて少ない。

そこで本稿は、初等教育局長、『教育学辞典』の編著者、パリ第一大学教育科学講座の教授、社会主義系政党の代議士、人権擁護者・活動家、ノーベル平和賞受賞者という多彩な顔をもつ F. ビュイツソンをまず取り上げ、彼の言説自体を読み解き、その思想の全貌を把握した上で、彼のライッな道德教育理論を解明していくこととする（巻末に彼の主要作品一覧を表記）。これまで彼はその経歴だけで彼の思想内容が代弁されてきた傾向があるので、彼の著作をフランス第三共和制期という独自の文脈（コンテクスト）に還元して、そこから彼の理論体系を再構築する必要がある。特にプロテスタントとライシテとの狭間、自由論としての理論体系、教育政策論ではなくて教育論そのもの、一般教養概念などは未解明だからである。

2. デュルケーム以前ービュイツソンまでのライシテ思想ー

フランス教育史のライシテ論には石堂常世の完成された見事な研究があるので本稿もそれを踏襲することとする。

石堂は、フランスの学校教育の際立った特徴として、①社会的ヒエラルキーに鋭敏なアリストクラティックな伝統、②カトリック、③非実学性の濃い文学的教養が基底にあるという三点を指摘し、それらがフランスをヨーロッパ諸国の中でも独特な教養観をもつ国家に仕立て上げたと指摘する。またこれら三つの特徴が、19世紀から20世紀にわたるフランスの教育状況を規定し、この時代の教育問題は全てこれらに起因するという。さらに19世紀の教育の展開は、18世紀後半以降、つまり1760年代以降の特にフランス革命期の教育事業・理念の継承発展の過程であると同時に前世紀の混乱の整理事業・是正事業でもあった点も加わるとしている¹⁾。

それゆえ、①民衆教育の発展、②「教育のライシテ」の実現と教団勢力の排除、③科学教育と実学的教育との振興というこの時代の新しい動向に面しても、アンシャン・レジーム的な伝統・慣行との長期間の葛藤があり、これらの調整過程を経て第三共和制期の国民教育が確立していく点も指摘されている。また石堂は、第三共和制期の教育改革の独自性として、ウルトラモンタニスム (ultramontanisme, 教皇権至上主義) に立つ教育観の低落を指摘する。つまりフランス革命までは政変や政争による人間形成への影響は稀であり、その理由は時代の変化に左右されない超越的な普遍的価値観に基づいていたからだという。しかし、第三共和制期にあっては聖と俗との対立時期になり、学校が本格的な政争の場となってしまった。教育における近代化（国家による初等教育の制度化つまり国民教育の実現）は、教育の世俗化を意味し、政治化でもあるという教育学研究の観点は19世紀のこの時代を境に生じたという²⁾。つまり教育は、ローマ教会への忠誠心を育てる手段ではなく、フランス国家を愛しフランスの栄光を願うナショナリズム強化及び国民的統合のため手段化されていく。しかし同時に教育の近代化即ち「義務教育」、「無償教育」、「非宗教性」を三大原則とする初等教育が確立されていくのである³⁾。

しかし、19世紀によって残された20世紀に担われた教育問題もあるという。即ち「教育の民主化」の完全実現である。すべての児童に、学校教育環境を提供することは、公教育体制を整備していた19世紀では完成せず、20世紀にそれらが実現した⁴⁾。

石堂の指摘を待つまでもなく、E. デュルケームはライッな道德理論構築にあたっては、

文相J. フェリーのライシテ改革による道德教育の内容を「引き算方式」としてその貧弱さを指摘した上で新しい生命を吹き込む必要性を説いている⁵⁾。

さて石堂はF. ビュイッソンについて、彼の「初等教育とは中等教育の基盤である」とした言説から、この時代におけるその意義を見て取っている。私たちの時代に当たり前のこの言説が、当時のフランス人にとっては非常に論争的で独自の意味を有していた点を重要視している。その背景には労働者・農民の子弟に開かれた初等教育は構想されても実現せず、他方、中等教育は16世紀以来の人文主義的教養の伝統とナポレオンによる行政官・軍人養成の役割が賦与されたフランス国家の枢軸機関だったことがある。高等教育機関と直結している部分もあり、私立学校や家庭教師による民衆教育も存在するなど、その初等教育は錯綜としており、まさにこれらは複線型教育体制であった。エリート養成教育と民衆教育とは初等教育段階から区別されていたのである⁶⁾。

またフランスにおける教育のライシテ即ち世俗的初等教育の普及と確立とを促進させた要因の奥に、プロテスタントのものの考え方およびイギリス側からの間接的触発を石堂は指摘している点も本稿がF. ビュイッソンに着目する意義を裏付けてくれる⁷⁾。

さて、第三共和制期末のライシテが凄まじい政争の場であった理由、またビュイッソンらのプロテスタントが活躍した歴史的因縁はファルー法 (la Loi Falloux, 1850) にある。この法律はフランスの学校から共和主義者を追放して、教団側に教育に関する大幅な権限を与える法律であり反ライシテの制度的支柱だったからである。初等教育の管轄権を県レベルに移行し、師範学校撤廃の許可を下し、教師を司祭の監督下におく内容であった。ファルー法は、中等教育をも教団系の機関によって運営され得ることも法制化した。これがフランスの学校制度を官立と私立との分裂を惹起させ、ナポレオンによる「大学区制度」の教育独占権も制限したため、その後の爆発的な反教権主義が生じた。この反動的なファルー法については、ヴィクトル・ユゴー (Victor-Marie Hugo, 1802-1885) が「子どもの権利」を論拠として聖職者による教育の独占に闘いを挑み、また多くのリベラリストやプロテスタントも強く反対運動を展開したが、教育界での社会主義者の根絶をねらう教権主義派、王党派、右翼が制圧したという⁸⁾。このような反動的な法の下で、共和主義者は国民教育のあるべき体制を説き、カトリック側は「教育の自由」の名の下に、「神なき学校」の増大と定着化を恐れて国民教育論を展開した。カトリック側は、ラ・サールの教団、イエズス会、オラトリア会も大衆教化と学校経営とを推進し、教団創始者の徳と偉業を讃える出版活動を盛んに行ったという。国民の教育管轄権をめぐる「国家か教会か」の論議が先鋭化し、何百年も伝統のある人間教育を行う教会の学校を選ぶか？それとも、コミュニンの無宗教的教師が教鞭をとっている国家の学校を選ぶか？という選択肢が民衆に提示されるようになったという。石堂の分析によると、この時代の公教育論には教会側の主張の強硬さと頑迷さとが顕れており、それが「知育」は国家へ、「人間教育」は教会に任すという知育と徳育との分離の一般化を非常に促進させたという⁹⁾。

さて石堂によれば、第三共和制期の文教政策について二つの時期に区分するの必要があり、前期が重要だという。1870年代から90年代に亘る20年間は、単にフランス公教育の確立期という意味だけでなく、近代フランス市民社会の成立期という意味において評価されるという。19世紀末のフランス公教育改革とそれ以前との違いは、共和主義の長期政権であった点が大きく有能な人材が揃っていた点にある。フランス革命精神の現代への蘇生というミッションの下、J. フェリー、P. ベール (Paul Bert, 1833-1886)、L. ガンベッタ (Léon Gambetta, 1838-1882)

といった政治家、オーギュスト・コント (Auguste Comte, 1798-1857) 経由の実証主義者たち、E. ルナン (Ernest Renan, 1823-1892)、リトゥレ (Émile Littré, 1801-1881)、E. ヴァシユロ (Étienne Vacherot, 1809-1897) などである。そして、こうした人々の精神を20世紀までもち運んで結実させたのがF. ユイッソンであり、政界・官界以外の学者として継承発展させたのがデュルケームであると石堂は締め括っている¹⁰⁾。

そして教育関連立法は、1881年6月16日「フェリー法」(la Loi Ferry)、1882年3月28日「フェリー法」(la Loi Ferry)、1886年10月30日の「ゴブレ法」(la Loi Gobelet)が制定・施行される。これらによって、初等教育の無償化の実現、初等教育の義務化、非宗教性(宗教教育の廃止とそれに代わる道徳・市民教育の新設)が実現したのである。特にフェリー法によって、1850年のファルー法以来、聖職者の監督下におかれてきた公立の小学校と師範学校をライクな共和主義国家に移管し、義務教育化した学校での宗教教育が撤廃された。そして、子どもの徳育の退化を恐れる教権主義や右翼の批判に対しては、どのようなライクな道徳教育理論を構築するかがF. ユイッソンやデュルケームに託されたミッションだったのである。

3. F. ユイッソンの生涯と思想

F. ユイッソンの思想を解明する上で最も大事な点は、フランス第三共和制期というきわめて特殊なコンテクストの理解なくして、彼のテキスト分析が不可能な点は前述のとおりであり、その経歴とその時代の歴史的特徴とでもってユイッソン像は容易に再生され得る。しかしそれでは真のユイッソン研究にはならないわけであるが、同時に彼の経歴を正確に押さえておくことは必須でもあるので、まずはユイッソンの経歴からみていこう¹¹⁾。

F. ユイッソンはパリで役人の息子として、プロテスタントの家庭に1841年12月20日に生まれた。彼はオルヌ県(Orne)のアルジャンタン(Argentan)で勉強を始め、次にサン・エチエンヌ(Saint-Etienne)、続いてパリで勉学を続け文学部の学士号を取得する。1866年から1870年にかけてヌーシャテル(Neuchâtel)大学区の学校で哲学と比較文学との教員をしていた。1868年に哲学の教授資格(agrégation)を取得したが、皇帝に神聖な儀式で宣誓することを拒絶したため、リセで教えることはなかった。この気骨が後の教育改革や人権擁護活動の源とする見方もある¹²⁾。彼の信仰はある時から急速にプロテスタントのリベラル派へと傾斜する。彼は、プロテスタンティズムの最左派とでも言い得るのだろうか? 本稿が後述するように、正統的なプロテスタントからみれば、自由思想家群や社会主義思想や無神論と区別がつかないようなプロテスタンティズムを主張するに至るからである。彼はヌーシャテルで若きプロテスタントの牧師で後に公教育大臣となるJ. ステージと出会う。J. ステージは非常に若い時期に牧師を辞め、いかなるキリスト教のドグマも否定するアグレッシブな人物だったようで、F. ユイッソンに多大な影響を与えた。またF. ユイッソンは、後の1880年初等教育の視学官に任命され、フォンタネイのエコールノルマルを活性化したF. ペコとも出会う¹³⁾。さてユイッソンは1865年『教会改革における正統性と福音書』(*L'orthodoxie et l'Évangile dans l'Église réformée*)、『自由キリスト教』の2つの小冊子を世に出す。1869年さらに『自由キリスト教原理』(*Principes du Christianisme libéral*)、『小学校におけるキリスト教史の教育について』(*De l'enseignement de l'histoire sainte dans les écoles primaires*)の2冊を出版する。後者の冊子においては、学校で宗教色が完全に脱色された「道徳及び市民教育」(instruction

morale et civique) の必要性が論証されている。彼は初等教育においては、キリスト教史に代わって、ユダヤ教やキリスト教神学のドグマから解放された道德教育 (instruction morale) がなされるべきことを宣言する。また別の三つの冊子で彼はドグマからも、いかなる形而上学的信条からも解放されたものとしての実践的なキリスト教を推進し、同じ理想に燃える魂、公共的善に捧げる魂の意志による団結の実現を求めたのである。1871年、公教育相J. シモン (Jules Simon, 1814-1896) がF. ビュイッソンをパリの小学校の視学官に指名した。しかしこの指名は、デュパンルー閣下 (Mgr Dupanloup, 1802-1878) の猛烈な反対にあい、この指名は結局撤回になった。初等教育統計委員会からの指名により、F. ビュイッソンは1873年ウィーン万国博覧会に政府代表として赴き、次に1876年フィラデルフィア万博に赴いたが、非常に注目される二つの万博の報告を作成するチャンスが彼に与えられたわけであり、1878年パリの万博では教育学部門についての報告を担当した。1878年8月F. ビュイッソンは初等教育の総視学官に任命され、1879年2月10日にはJ. フェリーによって初等教育局長に選出された。17年間その職に在り、公立小学校の普及とレベルアップとに尽力した¹⁴⁾。F. ビュイッソンはスイス滞在の際、移民政策の任務にあり、そのノウハウと学校教育制度に豊富な情報を蓄積したといわれる。教育学 (pédagogie) 分野の大御所的存在のH. マリオン (Henri Marion, 1846-1896) はF. ビュイッソンについて、その「教育のアクティブで直感的な教育方法、つまり子どもの精神が作動し活性化する教育方法の伝道師である」と記している。「ビュイッソンは機械的なプロセスを踏む教育方法を拒否し、暗記させ詰め込むのではなく、ボンサンス (bon sens) に作用し、意識に目覚めさせ、理性を強固にすることを追求した」。マリオンはこうも付け加えている。「ビュイッソンはその教育学原理とライックな哲学とに基づき、フォントゥネ (Fontenay) とサン・クロウド (Saint-Claude) との高等師範学校 (ESN) でその教育が実現することを願っていた。これらの学校はビュイッソンが、男女共学の郡の高等師範学校で教育し指導管轄できる教育職員を養成するため彼の要望によって創立された」¹⁵⁾。

またF. ビュイッソンは上級学校への教育学の導入を推進した第一人者でもある。彼こそ、ソルボンヌの四つの人文系学部で、教育科学に立脚した補講が制度化されるため、主導的役割を担った第一人者であった(1883年～1884年)。1887年にはソルボンヌの教授職へと昇格する。彼はその他に1896-1902にかけてデュルケームがその後を継ぐ教育科学の講座の教授を務めた(政界進出のため辞する)。彼は二つの教育学辞典制作の主導的役割を担い監修もしている。それは4巻本1200頁からなる『教育学及び初等教育辞典』(1882年～1886年にかけて各巻が刊行)である。『新・教育学辞典』(1911年刊行)は当時最新の改訂版であり、彼は主幹として監修に当たっている。これらの辞典は、この分野に於ける金字塔とまでいわれ、当時の教育事情を知るには必須の文献となっている¹⁶⁾。

この様にF. ビュイッソンは、文官としてのキャリア (17年間初等教育局長)、研究者としてのキャリア (『教育学辞典』の編著者、パリ第一大学 (ソルボンヌ) 教育科学講座教授) を有していたが、それら以外にも、政治家 (急進社会主義者としての代議士)、人権活動家 (人権同盟 (Ligue des droits de l'homme) の創設の主要構成員、ノーベル平和賞受賞) という多彩な貌を持っていることがわかるであろう。

4. ビュイッソンにおけるライックの定義

ここからビュイッソンのテキストの分析を始めるが、今回はプロテスタントでありながらライシテを推進した点に焦点を当て、その狭間の一端を見ていくことにする。今回扱うテキストは、*Libre-Pensée et Protestantisme Liberal* (1903)¹⁷⁾ と、特に自由意思に言及されている *La Foi laïque* (1912)¹⁸⁾ とである。

1) *Libre-Pensée et Protestantisme Liberal* (『自由思想とプロテスタンティズム』) から

Protestant というプロテスタント系雑誌で行われたビュイッソンとプロテスタント改革派の牧師のシャルル・ワグナー (Charles Wagner, 1852-1918) との論戦が掲載されており、四回にわたるやり取りがあったようである。

ちなみに G. ヴェユの研究によればライシテ実現に寄与した思想潮流は四つあるという。①ガリカニズム、②プロテスタント、③理神論、④自由思想家群の四つである。①ガリカニズムは、ローマ教皇から独立を目指すフランス独自のカトリックの立場であり、当然ローマカトリックとは反目し、有無を言わずフランス国内の教権主義に対しては反対の立場である。②プロテスタントに関しては、実際文教政策に携わった文官、政治家、思想家たちの多くはプロテスタントであった。③理神論は、神の存在信仰は揺るぎないが、奇跡や非科学的な根拠に基づく信仰心を疑問視する、あるいは盲目的・狂信的な信仰態度を拒否する立場であり、信仰と理性との両立を図る立場である。④自由思想家群は、無神論者、社会主義者、哲学者など共和主義派でありライシテを推進した者たちを一括りにしている呼称である¹⁹⁾。しかし、①ガリカニズムを除いて、②と③との区別、②・③と④との区別はそう簡単ではなく、この区別原理を巡っての論争が存在し、その渦中であつたのが実は F. ビュイッソンであつたことが如実に示されている書である。この書からは、当時ビュイッソンが②の立場でありながら、③どころか④とどう違うのか? という②の正統派からの批判に晒されていたことが判明する。

一回目の書簡(弁明書)に関してである。

ビュイッソンによれば、二つのプロテスタンティズムが存在しており、これまでも双方は対立しながらも並走しながら発展してきたことは歴史が証明しているという。一つ目は、宗教改革は出発点であり、その改革は現時点でも続けられるべきもので、絶えず進歩発展していくとする立場である。二つ目は、宗教改革は終着点であり、それを超えたり逸脱するべきではないとする保守の立場である。特に前者は、理性的で自由なやり方を制約されず実践してきた。それぞれの問題関心についての自由な考察、自由な議論、自由な実践を容認してきた。後者は、義認、結東、伝統、啓示の消滅を怖れるなど、一種の准カトリックあるいは自分の身から不純物を取除いたカトリックのようであり、盲目的信仰と理性的信仰との中間にあるようなものである²⁰⁾。

二回目の書簡(弁明書)についてである。

まず、第一にプロテスタントのリベラル派の目的は、目下、一番の争点となっていることであり、それはカトリック教会やその宗教の在り方と、ある程度絶縁するなどというレベルではなく、完全に絶縁することだと F. ビュイッソンは断言している²¹⁾。カトリックにとって、宗教とは教義の観点から何事につけ全体を優先する見方を前提としている。あるいはデカルトも言ったように、信じなければならない、もしくは信じるという誓願を立てる必要がある啓示上

の真理である。そして「教会を離れて救いなし」の立場がカトリックなのである。プロテスタントイズムは長らくこの問題に躊躇してきた。教会の圧力と共和主義の圧力の下でプロテスタントイズムは、教会から独立した上での真理、信仰告白や信仰宣言のあり方を模索してきた。正式には、フランスのコンコルダ体制（Concordat, 1801年にナポレオン一世とピオ7世との間で締結された政教条約）の下でさえもプロテスタント教会は信仰告白をもたなかった点をF. ヴュイッソンは強調する。F. ヴュイッソンは、大勢を占める正統派が少数派や牧師に対して強制する要求に抗議しながら、ドグマを定義してきた「宗教会議」（ニケーア公会議）について及び『信者必携』についてのフランスプロテスタントのリベラル派の論拠などを議論していく²²⁾。

三回目・四回目の書簡（弁明書）に関してである。

これらの書簡では、プロテスタントと哲学との異同、また、プロテスタント内部というよりは広く世俗社会の中でのプロテスタントイズムの在り方の論拠について述べられている。驚くべきことに、後のデュルケームがライックな道德教育理論構築のために行った作業の先取りであるかのような理論をF. ヴュイッソンはここで説いている。それは道德と宗教との区別である。道德と宗教との完全な分離作業を試みたのはデュルケームであるが、F. ヴュイッソンはそれらの区別を行っている。ルネ・ベルトゥロ（René Berthelot, 1872-1960）の学説を援用しながら、道德こそあらゆる宗教の核にあるものとする。ドグマが道德の根本にあるのではなく、逆であり、正しいドグマの支えになっているのが道德なのである。そして実証的な宗教が葬り去ってきたところの人工的に添加されながら紡がれてきてしまったものと、真の宗教的感情や人間としての大事な感情とは区別されるべきものとされる。そして、最後はカントがなぜ純粹理性批判だけでなく実践理性批判を書いたかの意味が語られ、それにF. ヴュイッソンのプロテスタントイズムが重ね合わせられる。さらにライシテの中にあるプロテスタントイズムの論拠が「人間と市民との権利宣言」（フランス人権宣言1789年）であることが宣言されるのである。ライシテ派の共和主義者が一様にカント哲学へ傾斜し、最後は「人間と市民との権利宣言」を源泉とする事態をこの時代特有の思想潮流であった点をストック＝モートン（Phyllis Stock-Morton）、J. ボベロ（Jean Baubeérot, 1941-）、P. アヤ（Pierre Hayat, 1956-）が指摘している²³⁾。

しかしF. ヴュイッソンは自由思想家群とは一線を画している。どこが区別の根拠になるのか？例えば、法服の廃止を旨とするプロテスタントの議論に対するF. ヴュイッソンの姿勢は、逆にキリスト教精神の徒であることが際立っている。服を剥ぎ取られてもそれはあくまでもシンボルであり、不要な儀礼は廃止しても、神への信仰付近では絶対の防御をとるのである²⁴⁾。

2) *La Foi laïque*（『ライック信仰』）から—ライックな道德教育論との関連—

では自由、理性、自由意志というライシテの理念はF. ヴュイッソンにあっては、ライックな道德教育理論にどうリンクしていくのか？意思に関する議論が当に*La Foi laïque*の中で言及されている。それは、この著作に収められている1899年パリ第一大学（ソルボンヌ）の教育科学講座での講義においてである。

F. ヴュイッソンは当時の水準での教育心理学の理論から「意思」と「直感」とを引き合いに出して、子どもにはライックな道德教育が必要であることを説いている。

「人間の意思は三つの側面がある。一つ目は自発的な行動、または本能からくる直感的な動

作、二つ目は意図され省察されたうえでの行動で、努力などがこの典型であり、三つ目は習慣化された行動、これは前出の一つ目と二つ目が上手く合体されたのである²⁵⁾。「教育は本能、努力、努力の習慣化への移行を規則化する技術である」²⁶⁾。

F. ユエイソンはこのように述べた後、各三段階について具体例を用いながら詳説しているが、これらをなすがままに育成する教育には反対する。「理性に基づいた意思の役割、すなわち最も高い能力としての意思の役割」をF. ユエイソンは強調し、ここから教育における意思の自由の最重要性を説いていくのである²⁷⁾。

以上、二つのテキストの若干を分析してきたが、プロテスタントと自由思想家群との狭間にありながらも信仰を守るF. ユエイソンの思想的位置、ライックな道德教育理論との絡みになるが自由意志の尊重、理性尊重などの特徴が垣間見えてきたといえよう。

結 論

F. ユエイソンのリベラル派としてのプロテスタンティズムが、意思の自由、しかし欲望の赴くままの自由ではなく理性に基づく自由がその根本にあることが明らかになってきた。ではキリスト教精神と整合性をどうとるのか？ F. ユエイソンはプロテスタントであり無神論ではない。それゆえカトリック的な束縛からの解放が即ち自由を意味していることになる。また自由思想家群に限りなく歩み寄り、その意義を限りなく評価しながらも一線を画していた。ここからライシテ推進者としてのF. ユエイソンの思想体系は、儀礼論的には不要な儀礼が廃止され精神修養的な部分に機能分化した上で、結局精神の修養に重きをおくスピリチュアリズムに近くなっている。他方、法服論争においては、逆に内面の修めを最重要視するキリスト教精神の徒であることが際立っていた。不要な儀礼は廃止しても、神への信仰付近では絶対の防御をとっていたのであった。着地点は、結局、カントの『純粹理性批判』における「もの自体」で神の存在を確保し、『実践理性批判』によって世俗の問題に立ち向かい、理性・意思の自由・道德の重要性を説くというカント哲学との平行性を前面に出すことで決着を図ったと結論づけられよう²⁸⁾。

こうしてみるとF. ユエイソンらのプロテスタントが中心となったライシテによる文教政策やその思想、ライックな道德教育理論の出自の一つは、キリスト教内部における対カトリック、プロテスタント内での「自由」論争、世俗での社会問題との対峙の仕方などの細かなミクロレベルの議論の堆積物だった可能性も出てくる。またカトリックからプロテスタンティズムへの必然的移行をF. ユエイソンは説いている。デュルケームなどはさらにプロテスタントからスピリチュアリズム（克己論・自己修養論）への移行の必然性を説いているわけだが²⁹⁾、F. ユエイソンの著作の中にもスピリチュアリズムの用語が散見される。これはスピリチュアリズム自体が当時の一般的な思想潮流として存在していたのではないかという仮説も立てられようが、これは次回以降の課題設定としたい。

註

- 1) 石堂常世「〈フランス教育史コレクションに寄せて〉近代フランスにおける教育の諸相と展開－其の二 19世紀～20世紀中葉－」『早稲田大学図書館紀要26』, 1986年, pp.1-54.
- 2) 同上.
- 3) 同上.
- 4) 同上.
- 5) 拙稿「フランス第三共和制期世俗的道德教育論の諸相Ⅴ－デュルケーム中期道德教育論Ⅲ:『道德教育論』－」『尚綱学院大学紀要 第59号』, 2000年, 69-76頁. に詳しい。
- 6) 石堂常世, 前掲書, pp.1-54.
- 7) 同上.
- 8) 同上.
- 9) 同上.
- 10) 同上.
- 11) 本稿はビュイッソンの経歴を、次に示すビュイッソン研究書から摘記し合成して作成している。
cf) *Histoire Biographique de l'enseignement en France*, RETZ, 1990, pp.238-239.
Laurence Leoffel, *Ferdinand Buisson, Apôtre de l'école laïque*, Hachette Édition, 1999, 142p.
Patrick Dubois, *Le Dictionnaire de Ferdinand Buisson, Aux fondations de l'école républicaine (1878-1911)*, Peter Lang, 2002, 243p.
Daniel Denis & Pierre Kahn (Éd.), *L'École de la Troisième République en Questions, Débats et controverses dans le Dictionnaire de pédagogie de Ferdinand Buisson*, Peter Lang, 2006, 283p.
Patric Cabanel, *Ferdinand Buisson Père de l'école laïque*, Labor et Fides, 2016, 547p.
Samuël Tomei, *Ferdinand, Buisson (1841-1932), Protestantisme libérale, Foi laïque et Radical-Socialisme I, II*, Diffusion ANRI, 2004, 488p, pp.489-886.
- 12) *Histoire Biographique de l'enseignement en France*, RETZ, 1990, pp.238-239.
- 13) *Ibid.*, pp.238-239.
- 14) *Ibid.*, pp.238-239.
- 15) *Ibid.*, pp.238-239.
- 16) F. Buisson, *Dictionnaire de pédagogie et d'instruction primaire, 4 volumes*, 1878-1887, 3099p + 15p, 2491p, 1000p, 4308p.
F. Buisson (dir.), *Nouveau Dictionnaire de pédagogie et d'instruction primaire, 2 volumes*, 1911, 2087p.
- 17) F. Buisson, C. Wagner, *Libre-Pensée et Protetantisme Libéral*, Paris Librairie Fischbacher, 1903, 191p.
- 18) F. Buisson, *La Foi laïque, Extraits de Discours et d'Écrits*, Paris, Libéral, Hachette et C^{ie}, 1912, 336p.
- 19) G. Weill, *Histoire de l'Idée laïque en France au XIX siècle*, Félix Alcan, pp.348-361.
- 20) F. Buisson, C. Wagner, *op. cit.*, p.17.
- 21) *Ibid.*, p.22.
- 22) *Ibid.*, pp.22-23.
- 23) Phyllis Stock-Morton, *Moral Education for a Secular Society*, State University of New York Press, 1988, 231p.
F. Buisson, *Éducation et République introduction de Pierre Hayat*, Éditions KIMÉ, 2002, pp.123-124.
F. Buisson, *Dictionnaire de Pédagogie et d'Instruction Primaire (extraits), Établissement du texte, presentation et notes par Pierre Hayat*, Éditions KIMÉ, 2000, 252p.
- 24) F. Buisson, C. Wagner, *op.cit.*, pp.50-58.
- 25) F. Buisson, *La Foi laïque, Extraits de Discours et d'Écrits* Paris, Librairie Hachette et C^{ie}, 1912, p.90.
- 26) *Ibid.*, p.90.
- 27) *Ibid.*, pp.90-100.
- 28) ジャン・ボベロ (著), 太田健児 (訳), 石堂常世 (監訳)「フランスにおける世俗的道德の確立とその今日の意味」『日仏教育学会年報第24号』, 1996年, 30-33頁.
拙稿「フランス第三共和制期世俗的道德教育論の諸相Ⅱ－モラルサイエンス前史とデュルケーム前期道德教育論－」『尚綱学院大学紀要第56集』, 2008年, 135-147頁.
- 29) 拙稿「フランス第三共和制期世俗的道德教育論の諸相Ⅳ－デュルケーム中期道德教育論Ⅱ：スピリチュアリズムとモラル・リアリティー－」『尚綱学院大学紀要第58集』, 2009年, 135-146頁. にて詳説。

巻末資料

【F. ビュイッソンの主要著作】

(*本稿の中で紹介したビュイッソン執筆の小冊子や講義などは後年著作刊行されており、以下の著作に収録されているものもある。)

Le christianisme libéral, 1864.

L'Orthodoxie et l'Évangile dans l'Église réformée, 1864.

De l'enseignement de l'Histoire sainte dans les écoles primaires, 1869.

Principes du christianisme libéral, 1869.

Rapport sur L'Instruction Primaire à L'Éxposition Universelle de Vienne en 1873, 1873.

Sebastien Castellion, sa vie et son œuvre (1515-1563), 1892.

Dictionnaire de pédagogie et d'instruction primaire, 4 volumes, 1878-1887.

Conférences et causeries pédagogiques, 1888.

L'éducation morale et l'éducation religieuse, 1900.

La Religion, la Morale et la Science : Leur Conflit dans l'Éducation contemporaine, 1901.

Libre-Pensée et Protestantisme, 1903.

Le Vote des Femmes, 1911.

Nouveau Dictionnaire de pédagogie et d'instruction primaire, 2 volumes, 1911.

La Foi laïque, Extraits de Discours et d'Écrits, 1912.

L'avenir du sentiment religieux, 1914 (1923).

Souvenirs, 1916.

Le fond religieux de l'éducation laïque, 1917.

This work is supported by JSPS KAKENHI Grant Number 17K04572

本研究は JSPS 科研費 17K04572 の助成を受けたものです。

Any opinions, findings, and conclusions or recommendations expressed in this material are those of the author and do not necessarily reflect the views of the authors' organization, JSPS or MEXT.

本研究の成果は著者自らの見解等に基づくものであり、所属研究機関、資金配分機関及び国の見解等を反映するものではありません。